

一般社団法人 日本行動分析学会 若手研究者優秀発表賞規程

(名称・目的・賞の対象)

第1条 本規程は、一般社団法人日本行動分析学会(以下、本学会)の若手研究者優秀発表賞(以下、優秀発表賞)に関して、必要な事項を定めるものである。

2 優秀発表賞は、本学会の若手会員の研究を奨励し、行動分析学の発展に寄与することを目的として設ける。

3 優秀発表賞は、本学会の年次大会における「若手研究者口頭発表セッション」において、本規程第3条の要件を全て満たし優秀発表賞の審査対象となる意思を表明し、最も優れた発表を行った主発表者に対して授与する。

4 優秀発表賞を受賞した者に対しては、副賞を授与する。

(優秀発表賞選考委員会)

第2条 若手研究者優秀発表賞選考委員会(以下、選考委員会)は、本学会の理事の中から理事長が指名する2名および若手会委員若干名をもって構成される。

2 選考委員会は、「若手研究者口頭発表セッション」における発表者を選考する。

3 選考委員会は、「若手研究者口頭発表セッション」における優秀発表賞受賞者を選考する。

4 選考委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、当該議事につきあらかじめ他の委員を代理人として議決を委任した者は出席者とみなす。

5 発表者および優秀発表賞の選考を行う上で必要な細則は理事会において定める。

(「若手研究者口頭発表セッション」で優秀発表賞の選考対象者となることの要件)

第3条 「若手研究者口頭発表セッション」の主発表者は以下の要件をすべて満たすものとする。

1 発表が行われる日に本学会の会員であること。

2 発表がなされる年度の終了日において、学部・大学院の正規在学生、あるいは、卒業・修了後5年度目以内であること。

3 所定の手続きにより「若手研究者口頭発表セッション」に発表を申し込み、主発表者として受理されていること。

4 選考委員会の委員ではないこと。

(受賞者の発表と公表)

第4条 選考委員会は、選考結果を理事会に報告する。

2 選考委員会は、優秀発表賞受賞者を本学会会員に公表する。

3 理事長は、優秀発表賞受賞者に賞状および副賞を授与する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会で決定し、代議員に報告する。

附則

- 1 本規程は、2018年6月17日から施行する。
- 2 本規程の改正は、2019年8月31日から施行する（第1条の一部改正）。
- 3 本規程の改正は、2020年10月17日から施行する（第1条、第4条の一部改正）。
- 4 本規程の改正は、2021年8月30日から施行する（第3条の一部改正）。
- 5 本規程の改正は、2023年12月9日から施行する（賞の対象をポスター発表から若手研究者口頭発表セッションでの発表へと変更することに伴い第1条、第2条、第3条の一部改正）。

承認日 2018年6月16日

改正承認日 2019年8月31日

改正承認日 2020年10月17日

改正承認日 2021年8月27日

改正承認日 2023年12月9日

一般社団法人 日本行動分析学会 若手研究者優秀発表賞選考細則

(本細則の役割)

第1条 本細則は、一般社団法人日本行動分析学会若手研究者優秀発表賞規程にもとづき、若手研究者優秀発表賞選考委員会(以下、選考委員会)が行う、若手研究者優秀発表賞(以下、優秀発表賞)の選考手続きを定めるものである。

(「若手研究者口頭発表セッション」の発表者の選考)

第2条 選考委員会は、申し込みのあった発表について、研究目的の明確さ、研究方法の適切さ、研究成果の意義、および行動分析学としての専門性の観点から評価し、発表者を選出する。

(優秀発表賞の選考)

第3条 「若手研究者口頭発表セッション」において行われた各発表は、セッションに参加した聴衆(選考委員会委員含む)により、研究目的の明確さ、研究方法の適切さ、データに基づく妥当な結論、行動分析学としての専門性、プレゼンテーションの完成度、および総評の観点から評価される。

2 前項の評価手続きの運営および管理は選考委員会が行う。

(細則の改廃)

第4条 本細則の改廃は理事会で決定する。

附則

1 本細則は、2018年6月17日から施行する。

2 本細則の改正は、2020年10月17日から施行する。

3 本細則の改正は、2023年12月9日から施行する(賞の対象をポスター発表から若手研究者口頭発表セッションでの発表へと変更することに伴い第2条を新たに追加)。

承認日 2018年6月16日

改正承認日 2020年10月17日

改正承認日 2023年12月9日